

○大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、大淀町人権を尊重し多様性を認め合い共に支え合うまちづくり条例（令和 年大淀町条例第 号）の規定に基づき、全ての町民が、互いの人権を尊重し、異なる価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に資するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

【第1条の説明】

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施するにあたり、必要な事項を定めることについて規定しています。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）性的マイノリティ 性自認（自己が認識している性別をいう。）が戸籍上の性と異なる者又は性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者をいう。
- （2）パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約した2人の関係をいう。
- （3）ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の実子又は養子、親（養親を含む）その他町長が適当と認める者を含め、家族であると約した関係をいう。
- （4）宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを、町長に対して誓うことをいう。
- （5）連携自治体 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体をいう。

【第2条の説明】

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度で使用する用語の意味や定義を規定しています。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓をする日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップにある双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア パートナーシップにある双方が町内に住所を有していること。
 - イ パートナーシップにある一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓をする日から起算して3ヵ月以内に町内への転入を予定していること。
 - ウ パートナーシップにある双方が宣誓をする日から起算して3ヵ月以内に町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと及び共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が、民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができないこととされている者でないこと。
- (5) ファミリーシップの対象とする者（以下「ファミリーシップ対象者」という。）に15歳未満の子（養子を含む。以下同じ。）が含まれる場合においては、当該15歳未満の子がパートナーシップにある者の一方又は双方と同居しており、かつ、生計を同一にしていること。

【第3条の説明】

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用できる対象者の要件を規定しています。本町に住所を有している人だけでなく、3ヵ月以内に本町に転入する人についても対象としています。なお、住所要件等については、連携自治体の要件を参考としています。

また、家事事件手続法や人事訴訟法において、子が親権者を選択（意思決定）できる年齢を15歳以上と規定していることから、15歳未満の子については、本人の意思確認を取れない場合があります。このため、ファミリーシップの宣誓に関して15歳未満の子については、同居かつ生計を同一にし、実際に家族として養育していることを要件としています。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添付し、持参の上、町長に提出するものとする。

- (1) 続柄を記載した世帯全員の住民票の写し（宣誓をする日前3ヵ月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 宣誓をしようとする者の双方が現に婚姻をしていないことを証明する書類（独身証明書、戸籍謄本、外国人にあっては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書文書に日本語訳を添付したもの等（いずれも宣誓をする日前3ヵ月以内に発行されたものに限る。））
- (3) ファミリーシップ対象者がいる場合は、宣誓をしようとする者とファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類（戸籍謄本又は戸籍抄本等（いずれも宣誓をする日前3ヵ月以内に発行されたものに限る。））
- (4) ファミリーシップ対象者が宣誓日において15歳以上である場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する同意書（様式第2号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町内に転入を予定している者にあつては、その転入の予定の事実を確認することができる書類をもって前項第1号に規定する書類に代えるものとする。この場合において、当該者は、転入後速やかに同号に規定する書類を提出しなければならない。

3 第1項第1号及び前項後段の規定にかかわらず、宣誓をしようとする者の一方又は双方が、町長が住民基本台帳法に基づく町の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）を確認することに同意する場合は、その者に係る第1項第1号に規定する書類を省略することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、宣誓をしようとする者（以下この項において「当事者」という。）の一方又は双方が宣誓書に自署することができないときは、当該宣誓書は、町職員及び当事者双方の立会いの下で当該当事者以外の者に代筆させることができる。

【第4条の説明】

宣誓する場合の手続き方法と添付書類、宣誓書については、自ら記入してもらうことを規定しています。ただし、自署が困難な場合については、代筆の規定を定めています。

また、家事事件手続法や人事訴訟法において、子が親権者を選択（意思決定）できる年齢を15歳以上と規定していることから、ファミリーシップの宣誓に関して15歳以上の子については、本人の同意を必要としています。

（本人確認）

第5条 町長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

（１）個人番号カード

（２）旅券

（３）運転免許証

（４）前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合における本人であることの確認は、町長が適当と認める書類の提示を求めることにより確認を行うことができる。

【第5条の説明】

宣誓者の本人確認書類について、規定しています。

（通称名の使用）

第6条 宣誓をしようとする者は、町長が特に理由があると認めるときは、宣誓において、戸籍上の氏名（外国籍を有する場合には、これに準ずるもの）との併記により、社会生活上通用している氏名（以下「通称名」という。）を使用することができるものとする。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、第4条第1項の規定による宣誓書の提出があったときに、社会生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を町長に提示しなければならない。

【第6条の説明】

宣誓者が通称名を使用する場合について、規定しています。

（証明書の交付）

第7条 町長は、第4条第1項の規定による宣誓書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該宣誓書の提出をした者（以下「宣誓者」という。）に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（様式第3号。以下「証明書」という。）を交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名を使用したときには、通称名とともに戸籍に記載された氏名を証明書に記載するものとする。

2 証明書は、パートナーシップ又はファミリーシップ1組につき1枚交付するものとする。

【第7条の説明】

宣誓したことを証する証明書の交付と交付枚数について、規定しています。

（証明書の再交付）

- 第8条 宣誓者は、当該証明書を紛失し、汚損し、若しくは破損したとき又は氏名、住所等に変更があったときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）により町長に証明書の再交付を申請することができる。この場合において、証明書の汚損又は破損による再交付にあつては、当該汚損又は破損をした証明書を再交付申請書に添付しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該宣誓者に証明書を再交付するものとする。
- 3 前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した証明書を発見したときは、速やかに証明書を町長に返還しなければならない。

【第8条の説明】

証明書の再交付について、規定しています。

（宣誓内容変更の届出）

- 第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第5号。以下「内容変更届」という。）を証明書とともに町長に提出しなければならない。
- （1）宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき若しくはファミリーシップ対象者のいずれかに氏名の変更があったとき。
- （2）宣誓者又はファミリーシップ対象者のいずれかに住所の変更があったとき（宣誓者が町外へ転出する場合を除く。）。
- （3）子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。
- （4）ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。
- 2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- （1）前項第1号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍謄本若しくは戸籍抄本
- （2）前項第2号に該当するときは、宣誓者又はファミリーシップ対象者の住民票の写し。
ただし、当該者が、町長が住民基本台帳を確認することに同意する場合は、省略することができる。
- （3）前項第3号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類
- 3 第1項第1号に該当する場合（通称名の変更に限る。）は、第1項の規定による届出をするときに、社会生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を町長に提示しなければならない。
- 4 町長は、内容変更届の提出があった場合（第1項第2号に該当する場合を除く。）において、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更後の証明書を当該宣誓者に交付するものとする。

【第9条の説明】

氏名変更や町内転居、ファミリーシップ対象者の増減等、宣誓内容に変更がある場合の届出について、規定しています。

（証明書の返還）

第10条 宣誓をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書返還届（様式第6号）に第7条又は第8条の規定により交付を受けた証明書を添えて町長に返還しなければならない。ただし、紛失その他の事由により証明書の返還が困難であるときは、その旨を町長に申し出なければならない。

（1）パートナーシップの関係が解消されたとき。

（2）一方又は双方が死亡したとき。

（3）一方又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。（転勤その他のやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。）

（4）宣誓書を提出した時点において第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 前項の規定により証明書を返還するときは、第5条に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

【第10条の説明】

関係の解消や死亡等による証明書の返還について、規定しています。

（宣誓の無効及び取消し）

第11条 虚偽その他の不正な方法によりなされた宣誓は、無効とする。

2 証明書を不正に使用し、又は偽造し、若しくは変造したときは、当該証明書に係る宣誓は、取り消されたものとみなす。

3 前2項に該当することが判明したときは、町長は、第7条及び第8条の規定により交付した証明書の返還を求めるものとする。

【第11条の説明】

虚偽や不正な方法等による宣誓の取消しと証明書の返還について、規定しています。

（遵守事項）

第12条 職員は、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止をしてはならない。

2 職員は、本人の同意なくして性自認又は性的指向を公表してはならない。

【第12条の説明】

性自認又は性的指向の公表に関して、職員が遵守する事項を規定しています。

(周知等)

第13条 町長は、宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、町民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

【第13条の説明】

制度の周知について、規定しています。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第14条 連携自治体においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等の交付を受けている者が転入し、大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度による証明を受けようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ継続申告書（様式第7号）（以下「継続申告書」という。）に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類（継続申告をする日前3ヵ月以内に発行されたものに限る。）を添付し、持参の上、町長に提出するものとする。

（1）連携自治体の制度により交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等

（2）世帯全員の住民票の写し（町内に転入を予定している者にあつては、その転入の予定の事実を確認することができる書類）。ただし、当該者が、町長が住民基本台帳を確認することに同意する場合は、第4条第2項及び同条第3項の規定を準用する。

2 前項の大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度による証明については、第7条の規定を準用する。

3 継続申告書を提出する者（以下「継続申告書提出者」という。）の一方又は双方が継続申告書に自署することができない場合においては、第4条第4項の規定を準用する。

4 継続申告書提出者が本人であることの確認については、第5条の規定を準用する。

5 継続申告書提出者が通称名を使用する場合の取扱いについては、第6条の規定を準用する。

6 町長は、第1項の規定による継続申告書の提出があつた場合において、その旨を第1項第1号に定める書類を交付した連携自治体に通知するものとする。この場合において、町長は、継続申告書提出者双方の同意を得るものとする。

【第14条の説明】

連携自治体から本町に転入した場合の取扱いについて、規定しています。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、宣誓の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

【第15条の説明】

この要綱に定めるもの以外に必要な事項は、別に定めることを規定しています。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

【附則の説明】

この要綱の施行日となります。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

年 月 日

（宛先）大淀町長 殿

私たちは、大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、互いをその人生のパートナーとし、家族（ファミリー）として暮らしていくことを宣誓し、署名いたします。

また、裏面の確認・同意事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認するとともに、同要綱の規定を遵守することを誓います。

宣 誓 者		
ふ り が な		
氏 名		
ふ り が な		
通 称 名 の 場 合 戸 籍 上 の 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
転 入 予 定 日 (転入予定の場合のみ)	年 月 日	年 月 日
電 話 番 号		
ファミリーシップ対象者		
ふ り が な		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
転 入 予 定 日 (転入予定の場合のみ)	年 月 日	年 月 日
代 筆 者		
氏 名		
住 所		

(裏)

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認・同意事項 (お互いに確認・同意した事項の□欄に✓を付してください。)		
(関係性) 第2条第2号	互いをその人生のパートナーとして、日常の生活において協力し合うことを約した一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係である。	☐
(年齢要件) 第3条第1号	宣誓をする日において、双方がともに民法に規定する成年に達している。	☐
(住所要件) 第3条第2号	次のいずれかに該当している。(該当する番号に○をつけてください) ①双方が町内に住所を有している。 ②一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が3ヵ月以内に町内への転入を予定している。 ③双方が3ヵ月以内に町内への転入を予定している。	☐
(独身要件) 第3条3号	双方に配偶者がいないこと及び共に宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップの関係にない。	☐
(近親者でない) 第3条4号	宣誓をしようとする者同士が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でない。	☐
(生活要件) 第3条5号	ファミリーシップ対象者と同居しており、かつ、生計を同一にしている(ファミリーシップの対象者に15歳未満の子(養子を含む。)が含まれる場合のみ)。	☐
個人情報の取扱い	宣誓内容を確認するため、町が職権で住民基本台帳等の確認をすることに同意する。	☐
	宣誓の有無等について、利用できる町の行政サービスの担当部署から照会があった場合、情報提供を行うことに同意する。	☐

※大淀町確認欄

本人確認書類	☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ その他 ()
--------	--

年 月 日

（宛先）大淀町長 殿

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する同意書

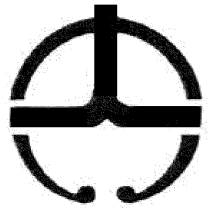
私は、（宣誓者） _____ 及び（宣誓者） _____ がパートナーシップ・ファミリーシップを宣誓するに当たり、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書に私の氏名を記載することに同意します。

【同意者】
(ふりがな)
氏 名 _____ (自署)

生年月日 _____ 年 月 日

宣誓者との関係 _____

（表）



大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書

パートナーシップ宣誓者

_____様	_____様
戸籍上の氏名 (通称名を使用している場合)	戸籍上の氏名 (通称名を使用している場合)
_____様	_____様

ファミリーシップ対象者

_____様	_____様
--------	--------

大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日 年 月 日

年 月 日

大淀町長 (氏名) 印

(裏)

大淀町では、あらゆる差別の解消を図り、町民一人ひとりが、互いに人権を尊重し文化や価値観、個性の違いを多様性として認め合い共に支え合うまちづくりを進めています。

この証明書は、法律上の効果が生じるものではありませんが、宣誓者及びその家族がパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあることを宣誓し、大淀町がその宣誓書を受領したことを証するものです。

宣誓者及びその家族が、その関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、提示することがあります。この証明書の提示を受けた方は、本制度の趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。なお、宣誓者及びその家族の個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

特記事項

様式第4号（第8条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書再交付申請書

年 月 日

(宛先) 大淀町長 殿

大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書の再交付を受けたいので、大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第8条第1項の規定により申請します。

1. 再交付を希望する理由 (いずれかに○をしてください。)

- (1) 紛失
(2) 汚損
(3) 破損
(4) その他 ()

2. 申請者

ふ	り	が	な			
氏			名			
ふ	り	が	な			
通 称 名 の 場 合						
戸 籍 上 の 氏 名						
生	年	月	日	年	月	日
住			所			
電	話	番	号			
代 筆 者						
氏			名			
住			所			

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届

年 月 日

（宛先）大淀町長 殿

大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第 9 条の規定により、次のとおり変更があったことを届け出ます。

1. 変更事項（いずれかに○をしてください。）

- （1）改姓・改名
- （2）転居・転入
- （3）その他（ ）

2. 届出者

ふ り が な		
氏 名		
ふ り が な		
通 称 名 の 場 合 戸 籍 上 の 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電 話 番 号		
代 筆 者		
氏 名		
住 所		

(裏)

3. 変更内容

(ふりがな) 氏名	変更前		
	変更後		
(ふりがな) 通称名	変更前		
	変更後		
住所	変更前		
	変更後		
ファミリーシップ 対象者の追加・削除	(ふりがな) 氏名		
	生年月日		
	住所		
その他	変更前		
	変更後		

確認・同意した事項の□欄に✓を付してください。

個人情報の取扱い	変更内容を確認するため、町が職権で住民基本台帳等の確認をすることに同意する。	☐
	変更内容について、利用できる町の行政サービスの担当部署から照会があった場合、情報提供を行うことに同意する。	☐

様式第6号（第10条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書返還届

年 月 日

（宛先）大淀町長 殿

大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第10条第1項の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書を返還します。

1. 返還の理由（いずれかに○をしてください。）

- （1）パートナーシップ関係の解消
- （2）宣誓者の死亡（死亡年月日 年 月 日）
- （3）大淀町から転出（転出年月日 年 月 日）
- （4）その他（ ）

2. 届出者

ふ り が な		
氏 名		
ふ り が な		
通 称 名 の 場 合 戸 籍 上 の 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電 話 番 号		
代 筆 者		
氏 名		
住 所		

様式第7号（第14条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ継続申告書

年 月 日

（宛先）大淀町長 殿

私たちは、大淀町内に住所を移したので、住所の異動前の連携自治体からパートナーシップ・ファミリーシップの関係にある旨の証明を受けたこと及びパートナーシップ・ファミリーシップの関係を継続していることを大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第14条第1項の規定に基づき、申告します。

1. 申告者

ふりがな		
氏名		
ふりがな		
通称名の場合 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所		
新住所	該当区分の□欄に✓を付してください。 ☐ 転入済 ☐ 転入予定（ 月 日）	該当区分の□欄に✓を付してください。 ☐ 転入済 ☐ 転入予定（ 月 日）
電話番号		
当初（転出地） の宣誓日	年 月 日	年 月 日
代筆の場合 代筆者	住所 氏名	住所 氏名

2. 要件等の確認

※確認した要件等の□欄に✓を付してください。 ☐ 互いを人生のパートナーとして、日常の生活において協力し合うことを約した一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係である。 ☐ 双方が民法に規定する成年に達している。 ☐ 双方が住所要件（町内に住所を有している等）を満たしている。 ☐ 双方に配偶者がいないこと及び双方が当該パートナーシップの相手方以外の者とパートナーシップの関係にない。 ☐ 双方が民法に規定する婚姻することができない者同士の関係にない。 ☐ ファミリーシップ対象者と同居しており、かつ、生計を同一にしている（ファミリーシップの対象者に15歳未満の子（養子を含む。）が含まれる場合のみ）。 ☐ 当申告があったことを住所の異動前の自治体に通知することに同意する。 ☐ 申告内容を確認するため、町が職権で住民基本台帳等の確認をすることに同意する。 ☐ 申告内容について、利用できる町の行政サービスの担当部署から照会があった場合、情報提供を行うことに同意する。
--

3. 添付書類

- 住民票の写し（3ヵ月以内に発行された世帯全員の住民票で、世帯主、続柄、筆頭者、本籍地記載のもの）
- 住所の異動前の自治体が発行したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等

※大淀町確認欄

1. 本人確認
☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）
2. 住所の異動前の自治体が発行したパートナーシップ宣誓書受領証明書等
☐ パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク加入自治体が発行
☐ 上記以外の自治体が発行
3. パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク加入自治体以外が発行したパートナーシップ宣誓書受領証明書等の場合の制度確認
☐ 異動前の自治体の条例、規則、要綱等
☐ その他（ ）